

！おしえてー！

熊野町おとしより相談センターに
おまかせください (15)

《地域包括支援センターの愛称決定》
「熊野町おとしより相談センター」

熊野町地域包括支援センターを、皆さんにより覚えてもらいやすく、また親しみやすくするため、愛称を「熊野町おとしより相談センター」としました。

業務内容は今までと同様、高齢者の皆さんからのさまざまな介護、生活相談などを受け、適切な福祉サービスへ繋げたり、介護予防事業などを行います。

今後も、西部相談支援センター（熊野ゆうあいホーム内）と東部相談支援センター（せいわ園内）と協力して活動していきますので、高齢者福祉に関する疑問・相談は、気軽に「熊野町おとしより相談センター」にお電話ください。

☎「熊野町おとしより相談センター」☎820-5615



(福祉課)

交通遺児等（育成資金）貸付と
介護料の支給について

■交通遺児等（育成資金）貸付

自動車事故によって死亡または、重度後遺障害者になられた人のお子さん（0歳から中学校卒業まで）に対し、育成資金を無利子でお貸しします。
▽貸付金額：はじめに一時金15万5千円、毎月2万円、入学支度金（小・中学校）4万4千円
▽貸付期間：貸付が決定した月から中学校卒業の月まで
▽返還期間：中学校卒業後一年間据置いた後、月賦または半年賦併用による20年以内の均等払い。ただし、高校・大学などへ進学した場合、在学中は返還が猶予されます。

■介護料の支給
自動車事故によって重度後遺障害者（自賠法施行令別表第一の各等級に該当）となり介護を必要とされる人に対して、介護料を支給します。
▽支給期間：申請を受理した月から介護料を支給すべき事由が消滅する月まで

		支給月額	
特I種	定額	68,440円	
	上限額	136,880円	
I種	定額	58,570円	
	上限額	108,000円	
II種	定額	29,290円	
	上限額	54,000円	

支給月額表

☎独立行政法人自動車事故対策機構広島主管支所（広島市西区観音新町2-4-25）☎297-2255（福祉課）

子育て支援センター
エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
11日(金)	9:30	ふわふわベビー-にこにこベビー合同(0歳~1歳5カ月)
15日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
18日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6カ月~2歳5カ月)
25日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6カ月以上)
2月1日(金)	9:30	ふわふわベビー(11カ月までの乳児、妊婦)
2月6日(水)	10:30	子育てなるほど講座「反抗期」
2月8日(金)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5カ月)

●パステルルーム
地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
17日(木)	9:30	中央ふれあい館

- おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)
- ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)
- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)
- ※変更 1月は18日午後と24日11:00~11:30です。
- 「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30~11:30)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し

町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1カ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

●新規講座 親子のリフレッシュ講座「ほっこり」

ママだけのリラックスタイム。少しのゆとりの時間を楽しみましょう。リフレッシュした後は親子で遊ぼう！
時 1月23日(水)10:00~11:30
所 子育て支援センター

内お母さんのストレッチ体操と親子遊び
▽講師:NPO熊野健康スポーツ振興会職員
定20組(託児あり)

申要申込、定員になり次第締め切り。親子共に運動のしやすい服装でご参加ください。
※詳しくは子育て支援センターにお問い合わせください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時(※年末年始、祝日除):月~金曜日9:30~17:00
(子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00)

【熊野町の人権擁護委員】



右から荒瀧いく子さん(呉地)、岡本順子さん(新宮)、木本禮次郎さん(柿迫)、向久保健蔵さん(城之堀)

「人権」とは、私たちが日常生活において幸福な生活を営むために必要な権利であり、憲法によって、すべての国民に保障されています。
人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間人で、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いや法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済、地域の皆さんに人権について関心をもってもらえるような啓発活動を行っています。熊野町には、現在4人の人権擁護委員がいます。



人権ホットラインで相談を受ける木本委員

【啓発活動】
地域の皆さんに人権について関心を持ってもらうため、昨年は「障害者と高齢者への差別・虐待防止」のチラシやグッズを町内のスーパー店頭で配布するなどの啓発活動を行いました。

こんな活動を行っています
【人権ホットライン】
毎月第三金曜日に、人権擁護委員が電話で相談に応じています。職場・学校のいじめ、家庭・近隣間のトラブル、誹謗中傷・プライバシー侵害、差別や偏見など、さまざまな相談を受けています。

人権擁護委員をどう存知ですか？

【人権総合相談所】
毎年6月と12月の2回、人権擁護委員と司法書士が合同で相談に応じています。また、昨年は老人ホームに入所されている高齢者のための特設人権相談所を開設しました。



昨年12月に西公民館で行われた相談所

【人権教育】
小学生を対象に、「人権教室」の開催や「人権の花運動」を実施しています。昨年6月、第四小学校2年生児童を対象に紙芝居などを通して人を大切にする思いやりの心を育む人権教室を行いました。また、11月には全校朝礼で人権の花の贈呈式を行いました。「力を合せて花を育てるこ

とで、花にも人にも優しくできる人になってください。」と児童にヒヤシンスの球根を配布しました。



児童代表から感謝の言葉をいただきました



人権の花(ヒヤシンスの球根)を贈呈する人権擁護委員



人権の大切さを勉強した第四小学校2年生の皆さん

☎民生課☎820-5635

保険年金

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。
20歳の誕生日の前月には、国民年金の加入に必要な届出書などが日本年金機構から送付されますので、住民課で手続きをしてください。
また、保険料の納付が困難な場合に猶予される制度があります。
●学生納付特例制度
本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度
●若年者納付猶予制度
学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される制度
☎広島南年金事務所☎253-7710、住民課☎820-5604